

鹿沼市優良建設業者表彰規程

令和 7 年 7 月 28 日 告示第 151 号

(目的)

第 1 条 この告示は、本市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「建設工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条に定める「建設工事」であつて、本市が発注したものをいう。

2 この告示において「建設業者」とは、建設工事を直接請け負う者をいう。

3 この告示において「優良建設工事」とは、次の各号の全てに該当する建設工事をいう。

(1) 表彰する年度の前年度に完了したもの

(2) 1 件の請負金額が次の表の左欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額のもの

業種	請負金額
土木一式工事	5 0 0 万円以上
建築一式工事	1, 0 0 0 万円以上
電気工事	1, 0 0 0 万円以上
管工事	1, 0 0 0 万円以上
ほ装工事	5 0 0 万円以上
造園工事	5 0 0 万円以上
水道施設工事	5 0 0 万円以上
上記以外の工事	1, 0 0 0 万円以上

(3) 鹿沼市工事成績評定実施要領に基づく工事成績評定が 8 0 点以上のもの

(4) 建設工事を主管する課長等から推薦があったもの

(審査)

第 3 条 鹿沼市入札管理委員会（以下「委員会」という。）が鹿沼市入札管理委員会設置要綱（平成 2 2 年鹿沼市告示第 4 8 号）第 2 条第 3 号の規定により行う表彰の対象となる建設工事の審査の方法は、次条及び第 5 条に定めるとおりとする。

(予備審査)

第4条 委員会は、優良建設工事の予備審査を行うものとする。

2 委員会は、予備審査を行うため、審査員を置く。

3 審査員の指名及び予備審査の方法については、別に定める。

(本審査)

第5条 委員会は、別に定める優良建設工事審査表に基づき優良建設工事を審査し、第6条に規定する欠格条項を調査の上、表彰を受ける建設業者を選定する。

2 委員会は、審査のため必要があるときは、優良建設工事を主管する課長等の意見を聞くことができる。

(欠格条項)

第6条 次に掲げる建設業者は、表彰の対象としない。

(1) 表彰する年度の前年度当初から表彰の日までの間において次のいずれかに該当する者

ア 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和60年鹿沼市告示第113号）に規定する指名停止基準に該当し、指名停止措置を受けた者又は受けることが明らかである者

イ 建設業法の規定に基づく監督処分を受けた者又は受けることが明らかである者

ウ 社会的な非難の対象となる不祥事のあった者

(2) 表彰する年度の前年度に工事成績評定が65点未満の建設工事がある者

(3) 前各号に掲げる者のほか、表彰の対象としてふさわしくないと市長が認めた者

(表彰を受ける建設業者の決定)

第7条 市長は、第6条に規定する審査の結果に基づき、表彰を受ける建設業者を決定する。

(表彰の方法)

第8条 市長は、表彰を受けるものと決定した建設業者に対し、表彰状を授与する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成3年度の表彰から適用する。

改正文（平成4年4月1日告示第50号抄）

平成4年度の表彰から適用する。

改正文（平成8年4月25日告示第45号抄）

平成8年度の表彰から適用する。

改正文（平成15年5月1日告示第69号の2抄）

平成15年5月1日から適用する。

改正文（平成22年3月24日告示第54号抄）

平成22年4月1日から適用する。

改正文（平成24年5月2日告示第164号抄）

平成24年5月2日から適用する。

前 文（抄）（令和2年8月31日告示第167号の2）

令和2年5月1日から適用する。

改正文（令和7年7月28日告示第151号）

令和7年度の表彰から適用する。